




この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT（1人1台タブレット型端末 Chromebook）の活用にあたって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的な ICT 活用の推進を図るものです。ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 端末使用の基本ルール

- 学習や授業、教育活動のために使用すること。
- 端末を使用するときは、教員の指示に従うこと。
- 端末は使用後に必ず保管場所に返却すること。
- 授業外で使用する場合には、必ず担当教員に相談して使用すること。

※端末等の自宅への持ち帰りについては「7」に別記する。




2 端末使用の際の注意点

- 端末は福岡県から貸与されていることを認識し、丁寧に扱うこと。
- 端末（精密機器）に衝撃を与えたり、濡らしたりしないよう、取り扱いに十分に注意すること。
- 教員の許可なくアプリケーションを追加／削除及び本体の設定を変更しないこと。
- 端末を友人と貸し借りしたり、交換したりせず、必ず自分の割り当てられた端末を使用すること。
- 教員の指示により端末を自宅へ持ち帰って使用する場合は、駅や店舗等の公衆 LAN（無料 Wi-Fi スポット等）には接続せず、自宅内で使用すること。

3 生徒用アカウントの取り扱い


- 自分のパスワードは、第三者に知られることがないように厳重に管理すること。
- 自分の ID やパスワードを忘れないように記録する場合には、ID やパスワードを別々の紙に記入するなどして他人に見られないように適切に管理すること。



4 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方


- 写真や動画等の個人情報は、端末に保存しないこと。
- 本人の許可を得ることなく、無断で撮影、録音、録画したりしないこと。
- また、SNS 等に掲載したりしないこと。
- 自分や他の生徒、家族等の個人情報（氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、学歴、職業等）をインターネットや SNS 上に不用意に書き込まないこと。
- 他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、差別的な書き込み、インターネット上でのいじめ等、人権侵害、著作権侵害や公序良俗に反する行為を絶対に行わないこと。

※一度インターネット等に公開したら、掲載したものを回収・削除することは事実上、不可能です。




5 トラブルが起きたときの対応

- 端末が故障や損傷、紛失した場合、または盗難等にあった場合は、速やかに担任に報告・連絡・相談すること。（対応時間 9:00～16:30 土日、祝日を除く）
- ※別紙様式 1 「借用物故障・損傷・紛失届」を提出すること。※HP から download
- 上記の場合で、生徒の故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあること。
- 自他を問わず、ネット上の誹謗中傷や差別情報等に触れた場合は、速やかに保護者、学校や以下の相談窓口にご相談をすること。なお、その場面をスクリーンショットで保存するなどし、いつ何が起きたのか明確に記録しておくこと。
- 福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口（電話 0120-494-100）
- 最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）




6 健康面への配慮

- 端末を使用する際には、良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離を 30cm 以上離すなど、適切な距離をとること。
- 長時間継続して画面を見ないようにすること。30分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めること。
- 少なくとも、就寝1時間前からは端末等のデジタル機器の利用を控えること。



7 端末の自宅への持ち帰りについて

- 別紙様式 2 「タブレット型端末校外持ち出し（借用）申請書」を提出した上で、本手引の記載事項を遵守して使用すること。
- ※別紙様式 2 は、本校ホームページからダウンロードすること。



8 その他

- 教育活動への ICT 活用の効果を検証するために、ICT に関する質問を含む授業アンケートを生徒に對して実施する。
- 本手引きは、年度途中であっても内容の加筆・修正を適宜行い更新する。※Classi でお知らせ
- 【参考】青少年の保護者向け普及啓発リーフレット「保護者がおさえておきたい4つのポイント（生徒編）（2022年1月発行）」（内閣府）

担任	管理担当	生徒指導主事	教務主任	事務次長	教頭	事務長	校長

借用物故障・損傷・紛失届

1 区分	故障 ・ 損傷 ・ 紛失
2 生徒氏名等	理数科・普通科 () 年 () 組 () 番 生徒氏名 ()
3 対象機器等	<input type="checkbox"/> 学習用端末本体 <input type="checkbox"/> その他 ()
4 対象機器の県管理番号 校内管理番号	
5 故障等(判明)年月日	令和 () 年 () 月 () 日
6 故障・損傷の内容	<input type="checkbox"/> (1) 電源の不具合 (通電しない等) <input type="checkbox"/> (2) ディスプレイ (画面) の不具合 (画面割れ等) <input type="checkbox"/> (3) キーボードの不具合 <input type="checkbox"/> (4) 接続端子 (USB ポート等) の不具合 <input type="checkbox"/> (5) その他
7 故障内容の詳細 (機器の状態)	
8 故障の原因	
いつ	
誰が	
どこで	
何をして故障等したか (故障等に気づいたか)	
上記のとおり, 借用物が故障・損傷・紛失しましたので報告します。	
令和 年 月 日	
福岡県立新宮高等学校長 殿	
住 所	
生徒氏名 (自署)	
保護者氏名 (自署)	
印	

※校外で紛失・盗難等の場合は警察に届け出たことを証明する書類の写しを添付すること

タブレット型端末校外持ち出し(借用)申請書

令和 年 月 日

福岡県立新宮高等学校長 殿

「ICT活用の手引」の内容や下記「端末貸出に関する留意事項」を遵守することに同意し、タブレット型端末を学習活動の用途のみに健全に活用いたしますので、貸出の承認をお願いいたします。

科・年・組・出席番号	理数科・普通科 ()年 ()組 ()番
生徒氏名(自署)	
保護者氏名(自署)	
対象機器の県管理番号	
校内管理番号	
自宅インターネット通信環境	Wi-Fi 接続環境 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

【端末貸出に関する留意事項】 確認したらに印を付けてください

- 1 貸出期間中は、保護者等の管理のもと、使用時間・内容に制限を設ける等、健全に利用すること。
- 2 学習活動以外の使用は禁止であること。
- 3 他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、差別的な書き込み、インターネット上でのいじめ等、人権侵害、著作権侵害や公序良俗に反する行為を絶対に行わないこと。
- 4 端末の故障や損傷、紛失又は盗難等が発生した場合は、速やかに担任に別紙様式1「借用物故障・損傷・紛失届」を提出し、報告・連絡・相談すること。(対応時間 9:00~16:30 土日、祝日を除く)
- 5 4の場合で、生徒の故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあること。

【学校記入欄】

県及び校内管理番号確認	<input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 校内
端末の種類	<input type="checkbox"/> Wi-Fi 端末
貸出承認日	令和 ()年 ()月 ()日 確認者印
返却確認日	令和 ()年 ()月 ()日 確認者印